

トピック1：業務報酬基準改定に関する検討状況について

概要：2023年7月付で国土交通省住宅局建築指導課より、業務報酬基準検討委員会の検討状況について、以下の連絡がありました。

[主な課題と検討状況（概要）]

- ① 戸建住宅の実態に合った略算表の見直し：告示第98号改訂に際し、戸建住宅の略算表は見直していないことから、戸建住宅の略算表を実態に合った業務量として改訂する方針。
- ② 難易度の観点に複数該当する場合の取扱い：難易度の観点に複数該当する場合に、難易度係数の掛け算ができる基準に見直しする方針。
- ③ 複合建築物の取扱い：現在、複合建築物の業務量の算定法が分かりにくいことから、算定方法を一本化する方針。
- ④ 改修工事の設計等に関する業務量の整備：現在、耐震診断・改修工事以外の改修工事の業務量が定められていないから、次回の見直しに向けて調査を実施する方針。
- ⑤ BIMの業務：現在の報酬基準が必ずしもBIMを活用した設計業務に対応したものとなっていないことから、次回の見直しに向けて調査を実施する方針。
- ⑥ 工事監理業務の工事期間等による業務量の増減：工事監理に係る業務量は工事期間等で業務量が変わるといった指摘があることから、工事期間等の参考情報を示すことができるか検討を行う方針。
- ⑦ 省エネ基準への適合義務化への対応：令和7年4月（予定）に省エネ基準への適合の全面義務化が施行されることに伴い、全面義務化に対応した業務量を設定する方針。

備考：詳細は国土交通省HPで御確認下さい。

トピック2：BIM導入に関する検討状況について

概要：国交省大臣官房官庁営繕部整備課より、7月14日に実施した「営繕BIMデータ例に関するヒアリング」の概要（主な議題）が開示されました。

参加者：繁戸和幸（日事連・安井建築設計事務所）／岡本尚俊・吉原和正（JIA・日本設計）／岩村雅人（JIA・工学院大学）／武居秀樹（JSCA・日本設計）／坂井悠祐（JSCA・日建設計）

主な議題：1. 取組概要説明

・EIRを適用した設計業務、工事

※注：EIR：個別プロジェクトの納入させるBIMデータの詳細度、プロジェクト過程、運用方法、契約上の役割分担等を定めた発注要件であり、発注者により「ひな型」に沿って作成され、受注者選定や契約に先立って入札者に提示されるもの。

・営繕BIMデータ例の作成について

2. 営繕BIMデータ例の設計内容について

・設計概要

・設計内容メモ

（建築（意匠・構造）／電気設備／機械設備（給排水衛生・EV）／機械設備（空調））

3. BIM データの作成について

- 使用する BIM ソフトウェア
- 作成作業フロー
- 意匠と構造のやりとり
- 干渉チェック（納まり検討）の調整方法
- ソフトによるフローの違い
- 形状情報及び属性情報の整理
- 三会ガイドライン、BLCJ 標準、JSCA 標準を元に入力項目を整理
- モデリング・入力ルール
- 図面表現の整理
- 図書作成基準と BIM による表現の対応
- テンプレートの設定（ビュー設定/図面枠/タグ/オブジェクト）
- その他
 - ・確認申請、積算、施工を見据えたデータ入力の留意点について
- 今後のスケジュール

備考 : 尚、現時点で当日の議事内容等については開示されていません。今後、議事内容等が開示されましたら、改めて皆さんにお知らせします。

トピック3：改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行について

概要 : 国土交通省より、8月7日に実施された「第2回 改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議」の概要に関する連絡がありました。

主な議題 : 1. 改正建築物省エネ法・建築基準法について

- 1) 2年施行関係（2024年4月1日施行予定）
 - ・省エネ性能表示、再エネ利用促進区域制度
 - ・防火規制の合理化等
- 2) その他
 - ・壁量基準の見直し（案）
 - ・確認審査対象の見直しに伴う提出図書等の合理化

2. 円滑施行に向けたサポート体制の構築について

- ・取組の概要：改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生ずることを想定し、これらの申請者に対し、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築する。
- ・先行取組の紹介（岩手県・静岡県）

3. 今後のスケジュールについて

- ・政省令等の改正予定
- ・講習会の開催、マニュアル等の公表予定その他

4. その他

- ・二級建築基準適合判定資格者制度の創設について：建築主事等の継続的かつ安定的な確保を図るため、建築基準適合判定資格者検定制度について見直しを行う。
- ・空き家法の改正について

備考 : 詳細は国土交通省 HP 等を御参照下さい。

(以上)